

令和5年度事業計画書

1 事業概要

福井県から福井県立すこやかシルバー病院に係る指定管理者に指定されたことを受け、認知症疾患の専門病院として、より高度で先進的な医療の提供と、県民福祉の向上に努めるとともに、認知症に関する介護教育業務を充実し、円滑な当院の管理運営を推進することにより、本県における認知症医療の向上に貢献する。

入院部門では、認知症疾患によるBPSD等に対して、薬物療法・非薬物療法による治療を行い、医師の専門的治療や看護師・作業療法士等のケアを行うとともに、退院後に適切な診療を図るため、地域の「かかりつけ医」との連携を促進する。

外来部門では、鑑別診断やBPSD治療を行い、紹介機関には医療情報のフィードバックを行い、介護保険サービス等の福祉サービス利用者には福祉機関と情報交換する等、医療・保健・福祉サービスとの連携を促進する。

デイケア部門では、利用者一人ひとりに対する多様な関わりを行うとともに、活動を通して社会活動の場を提供することにより、認知症症状の改善、悪化の予防目的としたリハビリを行う。

2 事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 事業内容

(1) 福井県立すこやかシルバー病院における診療に関する業務

ア 入院診療

病床数 100床（東病棟50床、西病棟50床）

年間延べ患者数 30,781人（84.1人/日）

《比較データ》	
令和4年度当初事業計画	86.5人/日
令和4年度実績（2月末）	81.8人/日
過去5年間平均（平成29年度～令和3年度）	86.3人/日

イ 外来診療

年間延べ患者数 4,155人（17.1人/日）

《比較データ》	
令和4年度当初事業計画	19.0人/日
令和4年度実績（2月末）	16.0人/日
過去5年間平均（平成29年度～令和3年度）	17.6人/日

ウ デイケア

年間延べ患者数 3,767人（15.5人/日）

《比較データ》	
令和4年度当初事業計画	16.0人/日
令和4年度実績(2月末)	15.0人/日
過去5年間平均(平成29年度～令和3年度)	15.0人/日

(2) 福井県立すこやかシルバー病院における施設および設備の維持管理に関する業務

施設、設備・備品の機能を最善に維持するため、日常点検、保守および法定の環境測定等の保守管理業務を実施する。

また、開設以来の使用による経年劣化や長期間使用による故障時修理不能の設備について、以下のとおり、県と分担して整備を行う。

ア 県執行分

内 容	備 考
浴槽濾過設備	開院以来使用による経年劣化
病棟監視モニタ	故障時修理不能
屋上防水等修繕	開院以来使用による経年劣化
ガンマカメラ装置の更新	故障時修理不能
電動低床ベッドの更新	毎年度5台

イ センター執行分

内 容	備 考
自動血球計数装置	故障時修理不能
サーバイメーター	故障時修理不能

(3) 事業の企画および実施に関する業務

ア 介護教育研修事業

県内の認知症高齢者に関する中核機関として、認知症に関する介護教育研修を行い、地域の医療、保健、福祉の水準の向上を図る。

(ア) 認知症高齢者の介護に関する教育および研修の実施

a 一般研修

認知症に関する知識の普及・啓発を進めるため、一般県民を対象にテーマを分類(研修1～18)して研修を実施する。

b 専門職研修(医療機関・施設職員等コース)

認知症高齢者と関わるケア専門職として、必要な専門的知識、ケア技術の普及・啓発を進めるため、医療機関・福祉施設等の職員を対象にテーマを分類(研修1～26)して研修を実施する。

c 専門職向け配信研修

医療機関・福祉施設等の職員を対象に専門職研修の講義の内容を動画で配信する。(講義1～7)

d 児童・生徒啓発研修

認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう、地域で支える仕組みづくりの一つとして、子供の頃からの認知症の正しい知識の普及・啓発を進めるための研修を実施する。

e 消防署員研修

福井県内の消防署員に対し、認知症の基礎知識、徘徊の方への対応、介護者に対する相談窓口や病院案内等、認知症に関する知識について看護師が指導を行う。

f 民生委員研修

福井県内の民生委員に対し、認知症の基礎知識、認知症の方への対応、介護者に対する相談窓口や病院案内等、認知症に関する知識について看護師が指導を行う。

g 働く世代への認知症啓発

福井県内の企業に勤務する方に対し、認知症の基礎知識、若年認知症について、認知症の症状への気づき、身内が認知症になった場合の相談窓口や対応方法等、認知症に関する知識について看護師が指導を行う。

h 学生研修

医療福祉系教育機関等の学生を対象に教育カリキュラムの一部として、認知症高齢者の臨床において生活援助の在り方について研修を実施する。

i 臨地実習・病院見学受け入れ

認知症ケアの質の向上等に向けて、他機関が実施する事業の実習協力施設として、実習の受け入れを実施する。

j 介護家族研修

(a) 家族会

認知症介護を行っている家族、認知症介護に携わっている専門職や認知症に関心のある一般県民が認知症に関する知識を深め、その中で介護に役立てられる知識を得る。また認知症高齢者の生活の質を考え、介護家族が抱えている思いを共感・共有しながら介護負担の軽減を図るため、家族会を実施する。

(b) 入院患者家族研修

① 外出・外泊時研修

入院患者が外泊・外出する際、家族が個々に応じたケアの留意点を知り、入院患者に適切なケアを行うことにより、介護負担の軽減を図ることが出来るよう研修を実施する。

② リーフレット研修

患者家族が認知症に対する正しい知識と理解を得るために、リーフレットを用いた研修を実施する。

(c) 外来患者家族研修（外来初診時研修）

在宅での家族介護者に対し、地域での介護・相談窓口・介護保険制度等について助言し、家族の介護力の向上を図ることを目的として、外来初診時に精神保健福祉士が資料等を用いて研修を実施する。

(d) デイケア患者家族研修

デイケア患者家族が認知症に対する正しい知識を深められるようリーフ

レットを使用した研修を実施する。

(イ) 認知症および予防に関する知識の普及・啓発

a インターネット配信による講演会

広く県民を対象に、認知症に関する知識の普及・啓発を行うため、録画内容をインターネットで配信し、パソコンやスマホで視聴できる講演会を実施する。

b 院外への講師派遣

認知症に関する知識の普及・啓発を図るため、他機関が実施する認知症関連事業等の講師派遣依頼に応じ、派遣先にて研修を実施する。

(ウ) 認知症に関する相談および指導の実施

a 介護相談

主介護者の悩みや介護負担感の精神状態を探り介護負担の軽減を図るため、認知症をはじめ、介護・医療・福祉に関する相談に対し、看護師が助言・指導を実施する。

b 受診相談

認知症の診断・治療等に関し適切な医療が受けられることを目的とするため、電話・面談にて介護者や本人に対して、生活や傷病の状況に適切に対応した医療機関への受診方法や情報提供等の助言・指導を精神保健福祉士が実施する。

c 電話による介護相談

認知症の人を介護する家族やケア専門職に対し、電話を通じて認知症に関する医療・福祉等についての教育・啓蒙・社会福祉的援助を実施する。

d 退院後訪問相談

認知症高齢者のケアに関わる介護保険施設・病院等の職員に対し、当院を退院された方の対応困難事例を受け付け、直接事業所に看護師、介護福祉士が訪問し、事業所職員とともに、本人の状態、施設従事者の対応および施設の環境等を確認し、改善点を話し合う。

イ 院内「認知症カフェ」実施事業

(ア) 通院者・地域住民対象

a 目的

当院通院患者・家族の方および認知症に不安を感じている方等の地域住民を対象に、患者・家族の気分転換、患者からの相談、家族の介護相談を目的に「院内認知症カフェ」を実施する。

b 実施場所

当院待合ホール等

c 実施内容

茶菓の提供、歓談、介護の悩み相談等

d 実施日時

(毎週月曜日) 10時から12時まで

(毎週水曜日) 14時から16時まで

(4) その他施設の管理運営に必要な業務

ア 医師の確保

常勤精神科医師の3人体制、非常勤医師の宿日直体制を堅持するため、以下の医師確保対策を実施する。

(ア) 県内の精神医学の発展に寄与

a 精神保健指定医の育成

医療保護入院を措置できる精神保健指定医を県内で育成するため、常勤医師が当該指定医を取得するための費用を全額負担する。

b 福井大学精神医学教室の関連病院としての連携強化

県内精神医学の中心的役割を担っている福井大学精神医学教室の研究充実に図るため、その関連病院としての連携を強化する。

(a) 精神医学研究への支援

当院を精神医学の研究施設として提供することにより、県内精神医学のレベルの向上とともに、当院の認知度や職員の質的向上を図る。

(b) 寄附金申込みの継続

学術研究の奨励を目的として、寄附金の申込みを継続して行う。

(c) ローテ医の指導・育成の充実

当該医学教室の研修プログラム連携施設として、当院の精神科指導医によるローテ医の指導・育成を充実させる。

(イ) 宿日直勤務に関する待遇の改善

常勤・非常勤医師について、以下のとおり、宿日直勤務に関する待遇の改善を図る。

区 分		令和4年度	令和5年度
常勤	日直 (8:30~17:30)	3万円	4.5万円
	宿直 (17:30~8:30)	3万円	3.5万円
非常勤	日直 (8:30~17:30)	4万円	5.0万円
	宿直 (17:30~8:30)	4万円	5.0万円

イ 患者への不適切行為の防止

患者中心のケアを推進し、患者への不適切行為を防止するため、行動制限最小化委員会での研修会の開催、看護部教育委員会での勉強会を開催し、不適切行為とはどういうことなのかを職員に徹底的に認識させる。

また、スタッフ間で注意し合える職場環境づくり、上司に相談しやすい雰囲気づくり、適切な業務配分の管理等を行う。

ウ 5類移行後の新型コロナウイルス感染防止対策

令和5年5月8日から、新型コロナウイルスは感染症法上の分類で季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられるが、感染力の強いオミクロン株が主流となっていることから、重症化しやすい高齢者の患者を診療対象としている当院では、これまでの感染防止対策を緩和することなく、以下の内容を中心に継続していく。

(ア) 職員全員の感染防止対策

職員全員はマスク着用を継続するとともに、職員本人だけではなく、同居家族の体調確認を行う。

また、病棟で感染者が発生した場合は、病棟スタッフが宿泊できるホテルを確保し、安心して業務に専念できるようにする。

(イ) 患者・家族のマスク着用の協力依頼

令和5年3月13日から、マスク着用は個人の判断に委ねられたが、当院を受診したり、家族が来院する場合は、これまでどおり、マスク着用の協力を依頼していく。

(ウ) 入院当日や疑似症患者等の抗原検査・PCR検査の実施

患者の入院当日や新型コロナウイルス感染疑似症の発生等において、病棟内に感染が拡大しないよう、抗原検査やPCR検査をタイムリーに実施する。

なお、これまでは入院3日前と入院当日の2回、外部委託のPCR検査を実施し、その結果は検査の翌日に判明するため、入院当日は患者の個室管理を行っていたが、遺伝子検査機器の導入により、院内でPCR検査の実施が可能となり、患者の個室管理が不要となったことから、入院患者の精神的負担や病棟職員の業務負担を軽減していく。

(エ) 職員・入院患者等の新型コロナウイルスワクチンの接種

公費による新型コロナウイルスワクチンの接種については、職員・入院患者等に対して、令和3年の第1回目から昨年までの第5回目まで公費で行ってきたが、令和5年度においても、国の接種スケジュールに基づき、接種を続けていく。

(オ) 病棟内の換気対策

新型コロナウイルス感染の主な経路は空気感染であり、第7波・第8波では、オミクロン株の感染力の強さにより、病棟内でクラスターが発生したため、季節・天候に配慮しながら、換気対策を講じていく。

(カ) 対面面会の制限（オンライン面会の継続）

患者の家族からは対面面会の要望が強いが、家族からの感染拡大を防止するため、これまでどおり、オンライン面会を継続し、対面面会を制限する。

なお、自宅からオンライン面会ができるよう、LINEを利用したスマホによる面会を実施する。

エ 基本給改定の検討

令和5年4月6日、厚生労働省の諮問機関の中央最低賃金審議会は、最低賃金の全国平均を現行の961円から1,000円に引き上げすることを目指すため、都道府県区分を再編し、福井県を区分Cから区分Bに引き上げることを決定した。

当センターの基本給の最低は高卒相当の1号給144,600円、時給換算で893円となっており、現行の最低賃金888円を5円上回っているが、今年10月に予定されている最低賃金の引上げにより、当センターの基本給の大幅引上げが必要になると見込まれる。

このため、基本給の改定について、今後の収益を見込みながら、どのような内容であれば引上げが可能となるか、病院プロパー幹部職員を中心として、今年夏頃を目途に検討していく。